

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和6年11月26日

主要目次

- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 公告
- 土地改良区役員の退任(三件)
- 土地改良区役員の退任及び就任(六件)
- 土地改良区役員の就任

告示

示

千葉県告示第五百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
囲護台一	成田市囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
囲護台二	成田市囲護台及び幸町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
囲護台三	成田市囲護台三丁目、新町及び囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
囲護台四	成田市囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
磯部一	成田市磯部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
磯部二	成田市磯部、飯岡及び荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

磯部三	成田市磯部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方一六	成田市下方及び台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方一七	成田市下方及び台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方一八	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方一九	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二〇	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二一	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二二	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二三	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二四	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二五	成田市下方及び台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下方二六	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花崎町三	成田市花崎町及び不動ヶ岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花崎町四	成田市花崎町、東町及び上町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花崎町五	成田市花崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久住中央一	成田市久住中央一丁目及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久住中央二	成田市久住中央三丁目及び久住中央四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

久住中央三	成田市久住中央一丁目及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久住中央四	成田市久住中央四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郷部三	成田市郷部及び幸町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郷部四	成田市郷部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郷部五	成田市郷部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郷部六	成田市郷部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郷部七	成田市郷部、中台五丁目及び囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郷部八	成田市郷部、中台五丁目及び中台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
公津の杜一	成田市公津の杜六丁目、飯仲及び公津の杜五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
公津の杜二	成田市公津の杜一丁目及び公津の杜二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
公津の杜三	成田市公津の杜一丁目及び公津の杜二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
公津の杜四	成田市公津の杜四丁目、公津の杜六丁目及び公津の杜五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
公津の杜五	成田市公津の杜六丁目、公津の杜五丁目及び印旛郡酒々井町篠山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
公津の杜六	成田市公津の杜六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江弁須三	成田市江弁須及び大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江弁須四	成田市江弁須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江弁須五	成田市江弁須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江弁須六	成田市江弁須及び橋賀台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江弁須七	成田市江弁須、公津の杜一丁目及び大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江弁須八	成田市江弁須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口四	成田市山口及び玉造五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口五	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口六	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口七	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口八	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口九	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口一〇	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口一一	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口一二	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宗吾一	成田市宗吾二丁目及び大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宗吾二	成田市宗吾四丁目、宗吾三丁目及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

宗吾三	成田市宗吾四丁目、下方及び宗吾三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宗吾四	成田市宗吾二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宗吾五	成田市宗吾二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宗吾六	成田市宗吾四丁目及び宗吾三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
成田二	成田市成田、幸町及び土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
成田三	成田市成田及び仲町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船形三	成田市船形、台方及びはなのき台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船形四	成田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船形五	成田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船形六	成田市船形、吾妻一丁目及び吾妻三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船形七	成田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
船形八	成田市船形及び八代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方八	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方九	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方一〇	成田市台方及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方一一	成田市台方及び橋賀台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方一二	成田市台方及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方一三	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方一四	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
台方一五	成田市台方及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大生一	成田市大生及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋四	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋五	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋六	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋七	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋八	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋九	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋一〇	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋一一	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋一二	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋一三	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋一四	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
土屋一五	成田市土屋及び寺台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幡谷一三	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

美郷台一	荒海一三	荒海一二	荒海一一	荒海一〇	荒海九	吾妻一	玉造二	玉造一	橋賀台一	加良部一	不動ヶ岡四	不動ヶ岡三	飯田町一	幡谷一六	幡谷一五	幡谷一四
成田市美郷台二丁目及び山口の区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市吾妻一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市玉造五丁目及び山口の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市玉造五丁目及び山口の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市橋賀台二丁目及びびはなのき台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市加良部四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市不動ヶ岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市不動ヶ岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯田町の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
並木町二	並木町一	飯仲二	飯仲一	飯岡七	飯岡六	飯岡八	八代八	八代七	八代六	八代五	南平台一	東町三	大袋四	大袋三	四谷二	新町三
成田市並木町及び富里市日吉台六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	成田市並木町及び富里市日吉台六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯仲の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯仲及び公津の杜三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯岡及び久住中央一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市南平台及び囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東町及び上町の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市四谷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市新町、花崎町及び馬橋の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

北須賀四	成田市北須賀及び船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北須賀五	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北須賀六	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北須賀七	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北須賀八	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備えていて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
囲護台一	成田市囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
囲護台二	成田市囲護台及び幸町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
囲護台四	成田市囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
磯部一	成田市磯部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
磯部二	成田市磯部、飯岡及び荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

磯部三	成田市磯部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方一六	成田市下方及び台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方一七	成田市下方及び台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方一九	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方二〇	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方二一	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方二二	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方二三	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方二五	成田市下方及び台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下方二六	成田市下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花崎町三	成田市花崎町及び不動ヶ岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花崎町四	成田市花崎町、東町及び上町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花崎町五	成田市花崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久住中央一	成田市久住中央一丁目及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久住中央二	成田市久住中央三丁目及び	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

久住中央三	成田市久住中央一丁目及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
郷部三	成田市郷部及び幸町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
郷部五	成田市郷部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
郷部六	成田市郷部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
郷部七	成田市郷部、中台五丁目及び囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
郷部八	成田市郷部、中台五丁目及び中台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江弁須三	成田市江弁須及び大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江弁須四	成田市江弁須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江弁須五	成田市江弁須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江弁須六	成田市江弁須及び橋賀台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江弁須七	成田市江弁須、公津の杜一丁目及び大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
江弁須八	成田市江弁須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口四	成田市山口及び玉造五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口五	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口六	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口七	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口八	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口九	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一〇	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一一	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一二	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宗吾一	成田市宗吾二丁目及び大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宗吾二	成田市宗吾四丁目、宗吾三丁目及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宗吾三	成田市宗吾四丁目、下方及び宗吾三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宗吾四	成田市宗吾二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宗吾五	成田市宗吾二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宗吾六	成田市宗吾四丁目及び宗吾三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
成田二	成田市成田、幸町及び土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

成田三	示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船形三	成田市船形、台方及びはなのき台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船形四	成田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船形五	成田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船形六	成田市船形、吾妻一丁目及び吾妻三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船形七	成田市船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
船形八	成田市船形及び八代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方八	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方九	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方一〇	成田市台方及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方一一	成田市台方及び橋賀台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方一二	成田市台方及び下方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方一三	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方一四	成田市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
台方一五	次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大生一	成田市大生及び飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋二	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋三	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋四	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋五	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋六	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋七	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋八	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋九	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一〇	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一一	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一二	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一三	成田市土屋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一四	成田市土屋及び寺台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
土屋一五	成田市土屋及び寺台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幡谷一	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幡谷二	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幡谷三	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幡谷四	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幡谷五	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

新町三	美郷台一	荒海一三	荒海一二	荒海一一	荒海一〇	荒海九	吾妻一	玉造二	玉造一	橋賀台一	加良部一	不動ヶ岡四	不動ヶ岡三	幡谷一六
成田市新町、花崎町及び馬に示す区域	成田市美郷台二丁目及び山口の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市荒海の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市吾妻一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市玉造五丁目及びび山口の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市玉造五丁目及びび山口の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市橋賀台二丁目及びびはなのき台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市加良部四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市不動ヶ岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市不動ヶ岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市幡谷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
並木町二	並木町一	飯仲一	飯岡七	飯岡六	八代八	八代七	八代六	八代五	南平台一	東町三	大袋四	大袋三	四谷二	橋の区域のうち、次の図面に示す区域
成田市並木町及び富里市日吉台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市並木町及び富里市日吉台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯仲及び公津の杜三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯岡の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市飯岡及び久住中央一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市八代の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市南平台及び囲護台の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東町及び上町の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大袋の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市四谷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市四谷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

北須賀四	次の図面に示す区域 成田市北須賀及び船形の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北須賀五	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北須賀六	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北須賀七	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
北須賀八	成田市北須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

公 告

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

土地改良区役員の退任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、市原市鶴舞土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。
令和六年十一月二十六日

退任理事
千葉県知事 熊谷 俊人

市原市鶴舞一、〇七八番地
高澤 正

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、市原市海原土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。
令和六年十一月二十六日

退任理事
千葉県知事 熊谷 俊人

市原市畑木四七五番地
高石 正彦

海保一、九四〇番地
田中 新悟

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、根木名川上流土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

退任理事
富里市七栄五三二番地二三四

高橋 庸市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、印旛郡栄町南外四大字土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

印旛郡栄町南二六九番地

三和一七八番地

布太二九二番地

三和二〇五番地

南一六三番地

西三六二番地

一八九番地の一

布太二九七番地

一四五番地

二 退任理事

印旛郡栄町南四九番地

西三五九番地

白井市根六五番地の一七

三 就任理事

印旛郡栄町南二六九番地

三和二〇五番地

南一六三番地

西一八九番地の一

布太二九七番地

南四六六番地

西一七四番地

布太二五四番地

三和一八〇番地

四 就任理事

印旛郡栄町布太一一一番地

宮本 史明

青木 秀樹

小島 康弘

玉野 辰弘

大竹 三男

岡田 一夫

佐藤 肇夫

長澤 常夫

今井 正夫

小野 武夫

大熊 昇彦

谷嶋 和彦

宮本 史明

玉野 辰弘

大竹 三男

佐藤 肇夫

長澤 常夫

作田 庄治

篠原 明治

高瀬 寛明

石井 朗

重本 善昭

西三五九番地 大熊昇
 南一〇三番地の一八 長澤隆壽

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、鴨川市
 横尾土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事 尾形 喜啓

鴨川市横尾三七七番地 尾形 喜啓

六番地 尾形 喜啓

〃 〃 尾形 喜啓

五一六番地 高松剛之
 六一番地 吉田隆一
 三二八番地 吉田耕一
 三三四番地 石川泰久

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、南房総
 市安馬谷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

二 退任理事 高松 康男

鴨川市来秀六二番地 高松 康男

〃 〃 高松 康男

購読料 本号 一部 三六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三(二二三)二六五八

購読申込先

三
南房総市和田町柴一八九番地
就任理事 和田町小川六〇二番地

南房総市和田町柴二一三番地一
二一八番地
五四一番地三
四九五番地
五二一番地
五三四番地一
二〇三番地
五〇六番地三
一九四番地
二一六番地二

四
南房総市和田町柴二〇九番地
就任理事 和田町小川六〇二番地

土地改良区役員の就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、南房総市南三原土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があつた。
令和六年十一月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人
就任理事 鈴木 利彦
南房総市和田町下三原七四九番地

正 木 昭 弘
荒 川 富 士 男
山 口 昌 宏
片 岡 憲 治
緒 形 宏 彰
野 山 智 守
山 田 信 嘉
座 間 信 子
正 木 成 子
間 宮 久 美 子
石 井 健 太 郎
正 木 竜 一